

評価機関と事業所の関係における評価機関の第三者性の確保について

評価機関認証要綱では、評価の第三者性を確保するため、評価機関と事業所の関係、評価者と事業所の関係は、評価機関の代表者等との関係、雇用関係、血縁関係の規定の他、事業所の組織上・業務上の関係についても規定が設けられています。

評価機関（評価者）と事業所の関係

関係		第三者性の確保が困難と考えられる理由	評価実施の可否	付加条件	要綱の該当条項	備考
評価実施及び実施以前の関係	A 評価機関が事業所の経営やサービス提供に関与している、または関与していた（コンサルタント、会計事務、調理など）場合	評価機関が経営やサービス提供に関わっている（関わっていた）事業所の評価をすることは自らの仕事を評価することになる。	×		2条6号	
	B 評価者が事業所の経営やサービス提供に関与している、または関与していた（コンサルタント、会計事務、調理など）場合	評価者が事業所の経営やサービス提供に関わりがある（関わりがあった）場合、評価に影響を及ぼすことが考えられる。	×		2条11号	評価者が評価機関以外の組織に所属して事業所の経営や評価項目に関与している（関与していた）場合も該当。
	C 評価機関と事業所の経営母体が同一である、またはそれに類する形態（親子会社など）である場合	評価機関と事業所の経営母体が同一の場合、別組織の形態をとっていても第三者とは解しがたい。	×		2条7号	
評価実施以降の関係	D 評価実施後に評価機関が事業所の経営やサービス提供に関与する場合	評価機関が別の仕事を得るための見返りとして評価をしたのではないか、と疑問を持たれる可能性がある。（コンサル等の別契約を締結することを条件に実態と合わない評点をつける、など）		評価実施後3年間、当該事業所の経営やサービス提供に係る業務への関与は禁止	2条8号	評価が正しく行われたい危険性を回避するため、評価実施の条件として、実施後3年間は事業所の経営やサービス提供に関与することを禁止する。